

## 第10回公立大学法人兵庫県立大学理事長選考会議 議事録

- 1 日 時 平成28年12月13日(火) 14時00分～15時30分
- 2 場 所 公立大学法人兵庫県立大学 本部棟2階 中会議室
- 3 出席委員 伊藤 聡(議長)、浅田 尚紀、池野 忠司、川月 喜弘、  
開本 浩矢、藤原 茂之、水越 浩士  
(欠席委員) 太田 勲  
(事務局) 戸田事務局長代行、釜江経営企画部長、盛山大学改革室長、  
多田経営企画部次長兼総務人事課長、徳岡課長補佐

### 4 議事等

- (1) 議事録署名人の指名
- (2) 定款の一部変更に伴う兵庫県立大学の最初の学長の任期に関する規程制定の報告
- (3) 学長候補者の推薦書類の審査及び候補者の決定について
- (4) 今後の学長選考手続について
- (5) その他

#### 【議事等の概要】

##### (1) 議事録署名人の指名

議事に先立ち、今回の議事録署名人として、藤原委員及び浅田委員が指名された。

##### (2) 定款の一部変更に伴う兵庫県立大学の最初の学長の任期に関する規程制定の報告

定款の一部変更に伴う兵庫県立大学の最初の学長の任期に関する規程が、12月7日の理事会において選考会議が審議した原案どおり承認され、法人規程として整備されたことについて報告があった。

##### (3) 学長候補者の推薦書類の審査及び候補者の決定について

11月25日から12月9日までの2週間、学長候補者の推薦募集を行ったところ、教職員の連署により2件の推薦があり、推薦書類を審査した結果、いずれも推薦要件を満たし有効であることを確認した。

また、候補者の追加の適否について審議した結果、推薦のあった2人の候補者は、いずれも、定款の一部変更に伴う兵庫県立大学の最初の学長の選考に関する規程第4条に定める学長候補者の資格を満たしていることから、候補者の追加は要しないと判断した。

以上から、次の2人を候補者に決定し、ホームページ上で公表するとともに、各候補者に対し、12月27日を期限に履歴書と所信表明書の提出を求めることとした。

学長候補者氏名	年 齢 (H29.4.1現在)	現 在 の 職
太田 勲	74 歳	兵庫県立大学 理事兼副学長
加藤 恵正	64 歳	兵庫県立大学 政策科学研究所 教授

#### (4) 今後の学長選考手続について

学長予定者の選考に向けて、今後の主な選考手続等について確認し、必要な調整を行った。

##### ア 選考会議委員の補充に係る対応について

《確認・調整した内容》

- 太田理事兼副学長が学長候補者となり委員を辞することから、12月26日の教育研究審議会において委員補充を求める。
- 補充に当たっては、審議会委員が推薦人となっている場合があることから、補充委員の取扱いについて選考会議で出た意見を報告し、審議会において判断願う。

《主な意見等》

- 選考会議の公正と信頼性を確保するため、候補者の推薦人となっている委員は今回の補充選出の対象とせず、推薦人となっていない委員の中から選出すべき。  
(理由)
  - ・ 特定の候補者を推薦した委員が選考に加われば、公正が期待される選考会議の信頼性が損なわれる。外部から見て信頼できるためには、推薦人となっていない者が委員になるべき。
  - ・ 結果として適任者が選考されても、選考過程に疑念を持たれば、新学長の就任環境にとってもよくない。
- 推薦人となっているか否かにかかわらず、補充委員の選出対象とすることよい。  
(理由)
  - ・ 推薦人となっている委員を補充委員の対象外とするのであれば、推薦の前に明らかにしておくべきであった。
  - ・ 選考会議では8人の委員で厳正な審議を行うので、仮に偏った意見があったとしても審議の中で整理されていくものと考えられる。
  - ・ 推薦人を対象外とするには、推薦人になっていない委員を明らかにする必要があるが、個々の推薦状況を明らかにしないという原則に反することとなる。
  - ・ 選考会議委員としてできるだけ相応しい人物が、審議会委員全体の中から選出されることが適当。
- 代表推薦人が選考会議に加わることには違和感がある。仮に代表推薦人となっている委員が選出された場合は、辞退いただくのが適当ではないか。
- 推薦人になっていない委員がいない場合はどうするのかも踏まえて、あり方を考えることが適当。
- あえて補充を行わず、欠員のままとすることも一つの方策。
- 選考会議は、経営審議会、教育研究審議会から4人ずつの委員を選出する形でバランスをとった構成となっている点を考慮することが必要。
- いずれにしても、選考会議としては、選出された補充委員には、候補者の推薦人となっているか否かにかかわらず、委員としての自覚と見識をもって、公平かつ客観的に選考審査を行っていただくことを要請する。

## イ 書面・面接審査について

《確認・調整した内容》

- 各委員は、候補者の面接を行う第1回選考審議までに審査対象書類（①推薦理由書、②履歴書、③所信表明書）の書面審査を行うとともに、面接時に候補者に直接確認したい内容を検討する。
- 面接は、候補者ごとに30分から1時間程度を目安に次のとおり行う。候補者の面接順は、候補者の都合も確認して決定する。
  - ① 候補者の所信に関するプレゼンテーション（10分以内）
  - ② 議長による基本質問
  - ③ 他の委員による追加質問
- 面接後、次回での学長予定者の決定に向けて委員間で意見交換を行い、それらの意見を踏まえて、選考理由を含めた案の用意を行う。

## ウ 学長予定者の決定及び公表について

《確認・調整した内容》

- 面接後の意見交換を踏まえて整理した案をベースに、学長予定者の選考及び選考理由の審議を行い、必要な調整の上、決定を行う。
- 決定は、委員の協議による全員一致を目指す。意見が分かれる場合は、理事長選考会議規程で定める議決要件に従い、議長を含む委員の過半数により決する。
- 選考結果については、選考会議終了後速やかに理事長に報告するとともに、実施要領に従い、本学ホームページに掲載する。記者発表については、決定と同日付けを目途に法人において行うことで調整を行う。

## (5) その他

- 学長候補者から所信表明書が提出されれば、推薦理由書とともに学内教職員及び審議会委員に公表する。
- 本日の議事録は、会議録と併せて作成の上、次回開催時に確認する。
- 次回の選考会議は、平成29年1月13日（金）の15時から17時半の予定で、この会場で面接を中心に行う。

以上